

沖縄振興特別措置法に基づく分野別計画について

平成19年6月
内閣府沖縄担当部局

沖縄振興計画の4つの分野別計画

- (1) 観光振興計画
- (2) 情報通信産業振興計画
- (3) 農林水産業振興計画
- (4) 職業安定計画

* 計画作成者：沖縄県知事

主務大臣の同意

・主務大臣

観光振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣、国土交通大臣、環境大臣

情報通信産業振興計画：内閣総理大臣、総務大臣、経済産業大臣

農林水産業振興計画：内閣総理大臣、農林水産大臣

職業安定計画：内閣総理大臣、厚生労働大臣

- ・同意に当たっては、主務大臣は関係行政機関の長に協議するとともに、沖縄振興審議会の意見を聴くことが必要

現分野別計画の主な内容

- ・計画の意義・性格、計画期間、施策の方針、施策の展開等を記述
- ・計画期間はいずれも3年間(平成17年度～19年度)
- ・観光振興計画においては、観光振興地域を指定
- ・情報通信産業振興計画においては、情報通信産業振興地域及び情報通信産業特別地区を指定

新たな分野別計画は、沖縄振興計画と合わせるため4ヶ年（平成23年度まで）となる予定。

* 沖縄県が独自に定めている分野別計画

- ・ 沖縄県産業振興計画
- ・ 沖縄県国際交流・協力推進計画
- ・ 沖縄県環境保全実施計画
- ・ 沖縄県福祉保健推進計画
- ・ 沖縄県教育推進計画
- ・ 沖縄県文化振興計画
- ・ 沖縄県社会資本整備計画